

葉山御用邸内遺跡発掘調査報告(Ⅱ)

一 はじめに

葉山御用邸内は、埋蔵文化財包蔵地となつてゐるので、御用邸新築工事に際しては、事前に発掘調査を実施してきた。本誌三一号に既報の第一次調査について、御殿付属棟工事に伴う第二次調査を昭和五十四年四月に、その他諸施設工事に伴う第三次調査を昭和五十五年九・十月に実施した。その結果、住居址・土壙・溝状遺構などの遺構、土師器・須恵器・灰釉陶器などの遺物が検出された。遺構は、保存を要するものはなく、予定どおり施工して支障ないと判断された。

第二・三次調査に当つては、文化庁・神奈川県教育厅ならびに神奈川県文化財保護審議会の三上次男・赤星直忠・小出義治・岡本勇・浅香幸雄の各委員および神奈川県立博物館の松島義章氏のご協力を得、現場の調査は、当庁笠野毅事務官とともに神奈川県教育厅小川裕久主幹に担当頂いた。

ここに、小川裕久・笠野毅両氏の執筆した第二・三次調査の成果と小

池裕子氏の第一次調査出土貝類の所見とをあわせて報告する。

(官内庁管理部)

二 第二次発掘調査

昭和五十四年度の工事として、御殿に付属する設備棟・受水塔・事務棟および渡廊下の建設が予定された。工事にさきだつて当該地における発掘調査を昭和五十四年四月十六日から五月一日までの間行なつた。調査は、工事予定地に一・六トレンチの六本のトレンチを設けた。このうち四トレンチは中央部を南に拡張して五トレンチと接続させた。また設備棟の北方には、古墳かと疑われる小さな高塚があるので、邸内道路敷の調査も兼ねて七・八トレンチを設けた(第1図)。

調査の結果、遺構はいずれのトレンチからも検出されず、四・五および六トレンチで二次堆積の遺物包含層が見出されたのみであった。したがつて、当初の設計どおり施工して支障ないと判断された。

遺構等

調査地は、第一次調査の四・五トレンチおよび一〇トレンチの東部のほぼ北東方に位置する。北方には一色公園に続く砂丘がある。

基本的な層序は、次のとおりである。

I層 攪乱層または盛土層。廃材・土師器・須恵器等を包含する。

II層 黒色の堆積砂層。III層の上に形成された陶磁器・土錐・土師器・須恵器・灰釉陶器などの遺物包含層。

III層 黄色砂層。遺物を全く包含しない。風成砂丘の地山。

各トレンチの状況は以下のとおりである。

一・三・七および八トレンチ（第2図1・4）

ここでは、攪乱が著しく、本来のIII層上部以上は失われている。地山である黄色砂層が、割合に浅い部分にも認められ、これを切つて旧御殿の排水管・電線・柵・基礎等が埋設されたり、石材・コンクリート片の廃材を含むI層が直接に覆っている。遺構や遺物包含層は全く認められない。I層中から古墳時代初頭以降の土師器をはじめ、須恵器・近世の陶磁器等が出土した。

四・六トレンチ（第2図2・3）

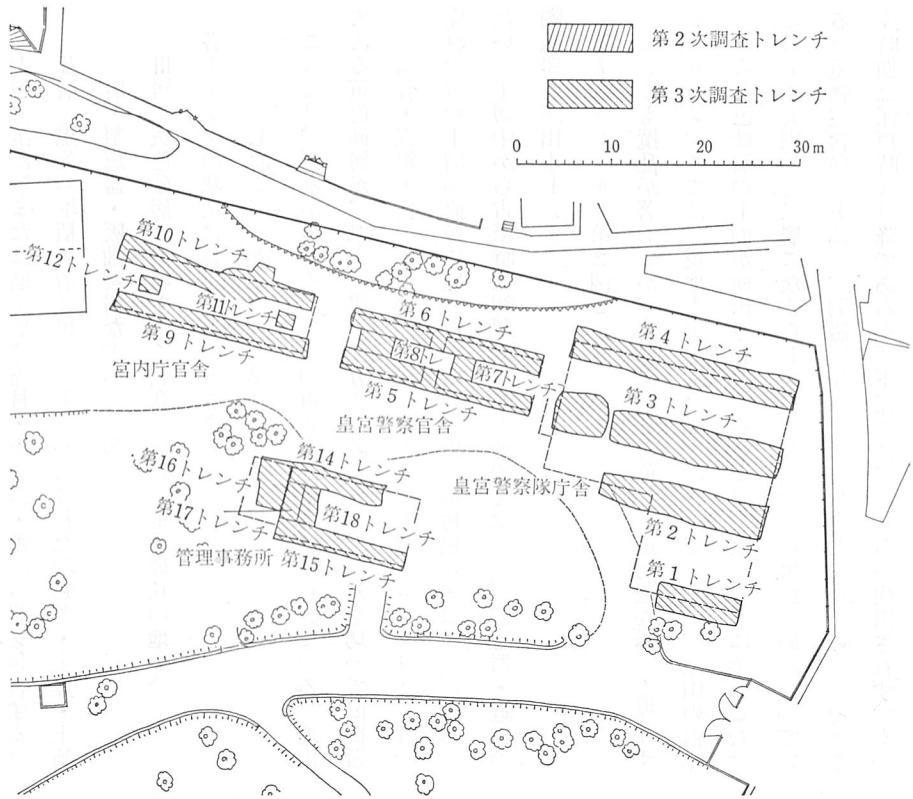
ここでも攪乱が著しいが、東部に攪乱を免れた遺物包含層が遺存する。五トレンチでは、現地表下三〇センチほどのところに、地山の白味のある黄色砂層の上面が検出され、ゆるい傾斜で東南方向に落ちこむ。この上に大別して二層になるらしい遺物を包含した黒色砂層がのつている。遺物包含層の上部は、陶磁器片や土錐を包含しているので、その形成時期は江戸時代以降であろう。下部では、これらが検出されず、もっぱら土師器・須恵器・灰釉陶器に限られる。なかでも口縁部が短く直立

し、肩部が丸く、二次的な火を受けた土師器甕（第3図2～7）は破片数も多い。包含層下部の形成時期を知る有力な手懸りとなる。

この遺物包含層は、黄色砂層の形づくる自然地形の傾斜面に形成され、出土した土師器は角や破碎面の鋭くないものが少なくないので、一次的な堆積層と考えられる。とすれば、確認された遺物包含層よりもさらに高位の場所に生活面があつたものと推測される。第1図に示す砂丘が、調査地の現地表面より三メートル以上も高いこと、その裾に石垣を繞らしてオーブン・カットの跡を示していることからみて、北方に高い地形を想定することができる。このことは、一・三および七トレンチで、黄色砂層の上面が削平され、原初の遺物包含層や遺構面が失われている事実とよく合致する。

四・六トレンチの遺物を包含する黒色砂層は、かつて旧殿御の南西七五メートルほどのところにあつたといわれる池に向つて流れこむ自然堆積を示す。黒色砂層ののつた黄色砂層が削平されてその傾斜面に落ちる肩の線をたどると第一次調査の四トレンチと五トレンチの間に延びる。その折の五トレンチ黒色砂層中からは、陶磁器が出土しなかつたので、その遺物包含層は、本次の包含層の下部に当たろう。また六・七トレンチの東半部と一〇トレンチの遺物包含層は、陶磁器・土錐が出土したので、本次の包含層上部に相当しよう。

高塚状の高まりは、古墳の疑いがあつたが、廃材を盛上げて核としたもののように、その可能性はほとんどなくなつた。七・八トレンチの所



第1図 第二次・三次調査トレンチ位置 (1/800)

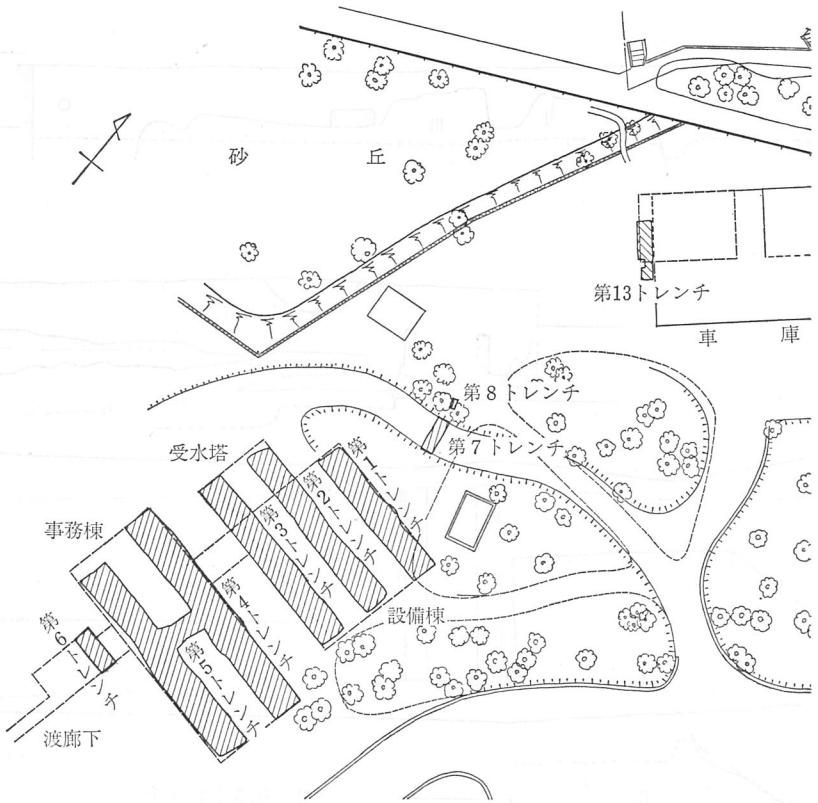
遺物

前述したように、当該年度の調査では、遺構は検出されなかつたので、遺構に伴う遺物はない。採集されたのは、攢乱層と一次堆積層から出土した遺物ばかりである。したがつてセットとして遺物をみることができず、その時期決定には著しい困難が伴う。土師器・須恵器・炻器・陶器・土錘・獸骨歯牙が出土し、二、六九四片にのぼる。

土師器（第3図1～10）

壺 1は頸部以上を失つた壺の球形の胴部。内面は横方向の刷毛目、外面は丁寧な横方向の箒磨きの上に赤色塗彩を施す。弥生式土器の可能性もある。

10はS字口縁の台付壺と思われる脚部。脚部上面に指頭でつけた凹みを並べて壺底部との接合がなじむ工夫を施す。脚部内面は箒状工具による横方向の撫で、外面は壺底部から続く斜方向の刷毛目を施し、その上に間隔を置いて縦方向の箒磨きを加える。茶褐色



を呈し、堅緻で薄手の造り。これに対して特徴的な一群の甕2~7がある。二次堆積層の出土品である。口頸部は短く、直立するかこれに近い。口唇部は、生乾きの器体を転倒させた結果であろう、上面が平ら

で、内側に鋭く突出する。肩部は、なで肩風のものもあるが、大きく丸まるものが多。胴部以下は定かでないが、8はこの種の甕の底部らしい。平底で、木葉痕が認められる。大きく外上方に立上る。これらの甕の内面は、斜または横方向の刷毛目が肩部と底部に施されることがあるが、口頸部および肩部は横方向の撫でが多い。外面には、小さな凹凸が数多く認められるが、調整痕は明らかでない。全体に粗雑な造りで、胎土に砂が多く、焼成は堅緻である。二次的な火を受けている。推定復原口径二三センチ前後が多い。一五センチほどの小さなものもある。

須恵器（第3図11~16）

壺

11は、類例を知らないが、おそらく広口の短頸壺であろう。底部近くの外面に回転籠削りを施す。12も広口壺の口頸部である。

壺身

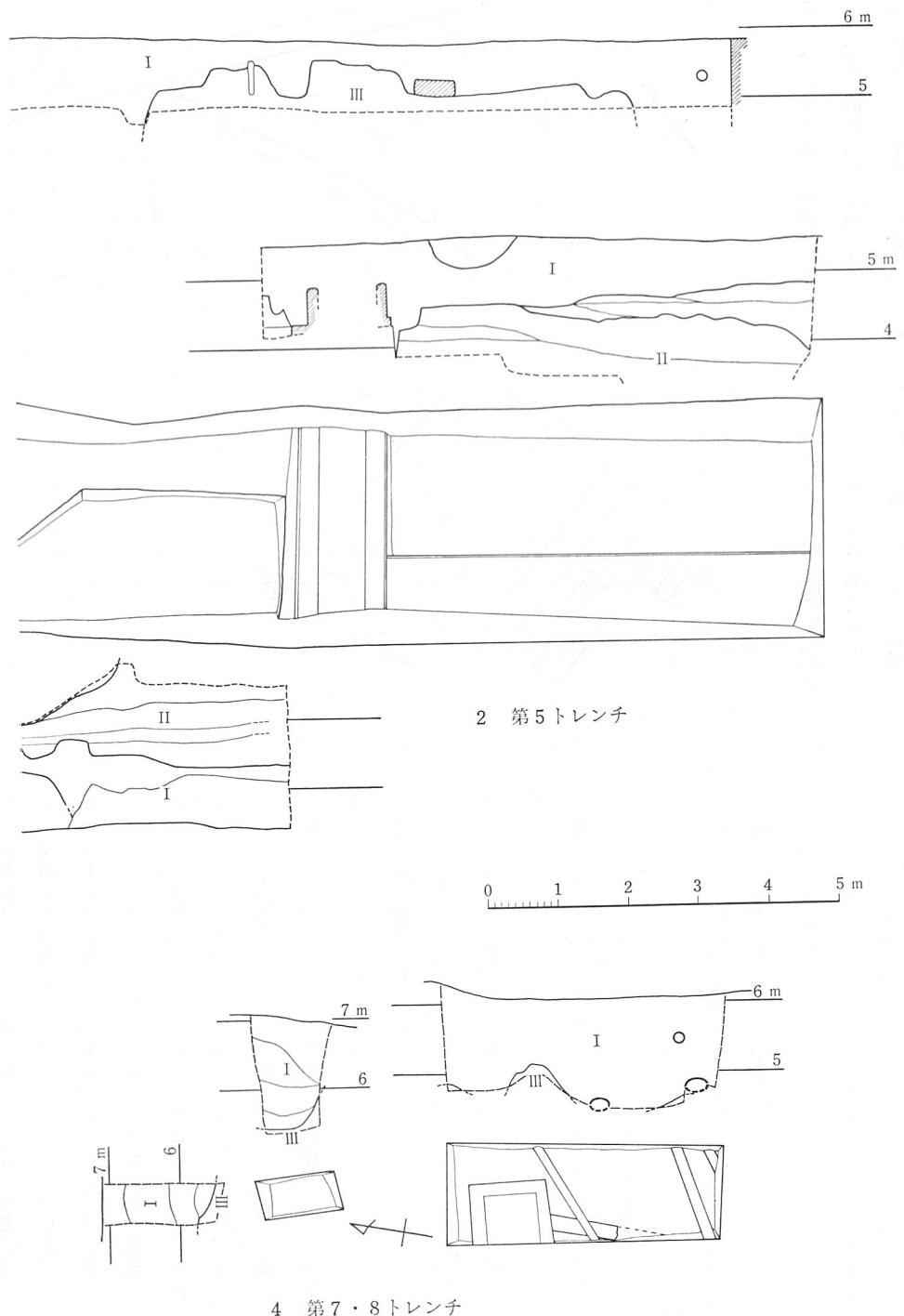
15は底部に糸切痕のあるもの、14はその上に回転籠削りを施すものである。ほかに赤焼きのものもある。

壺蓋

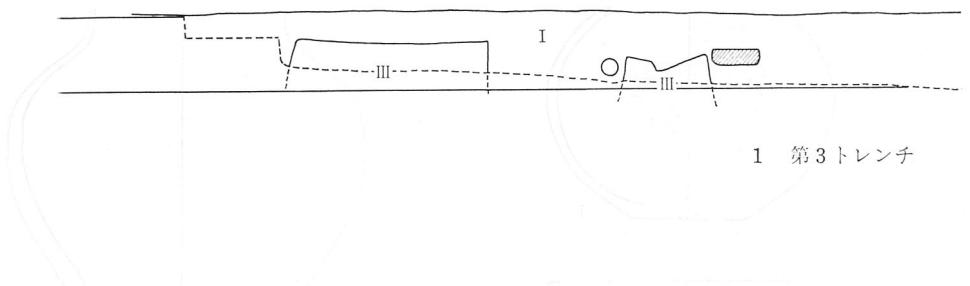
16は、天井部が高くて丸く、カエリは短く内傾する。貼付けたツマミは剥落している。丸い天井部に段を介して長い口縁部をほぼ垂直に下げるのも出土している。

灰釉陶器（第3図17~19）

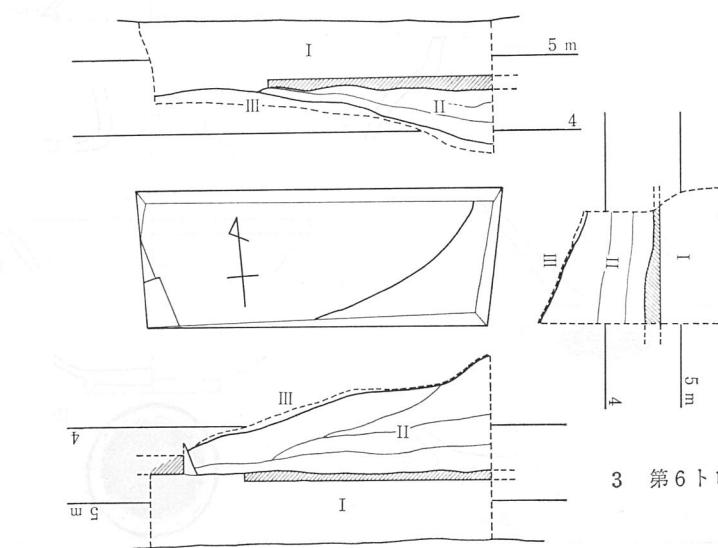
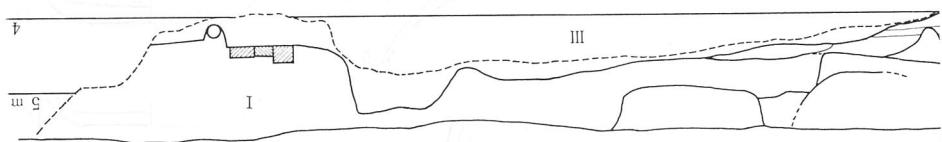
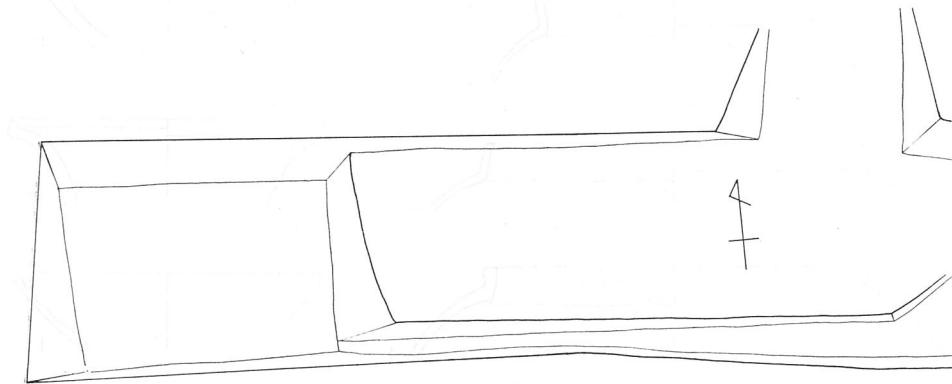
瓶子 17は長頸型の破片。18は須恵器の可能性もあるが、広口の瓶子の口縁部か高壺の脚端部であろう。



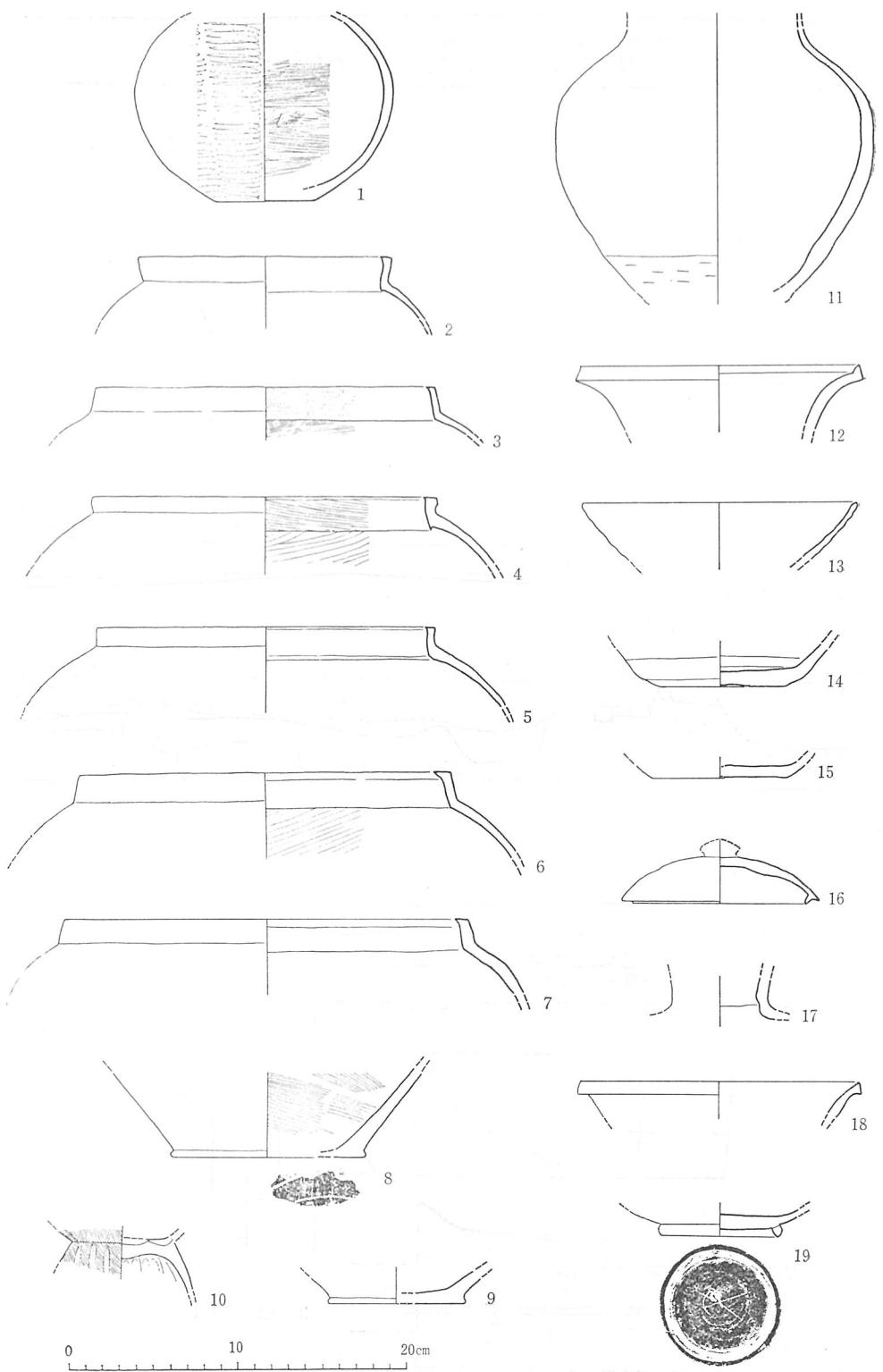
第2図 第二次調査トレンチ平面および断面(1/100)



1 第3トレンチ



3 第6トレンチ



第3図 第二次調査の出土品(1) (1/4)

昭和五十五年度および五十六年度工事として皇宮警察の隊舎および宿舎ならびに宮内府の御用邸管理事務所・車庫および宿舎の建設が予定

三 第三次発掘調査

皿 19は、壇または坏とも考えられる底部で、貼付高台を付す。範記号がある。

炻器（第4図20）

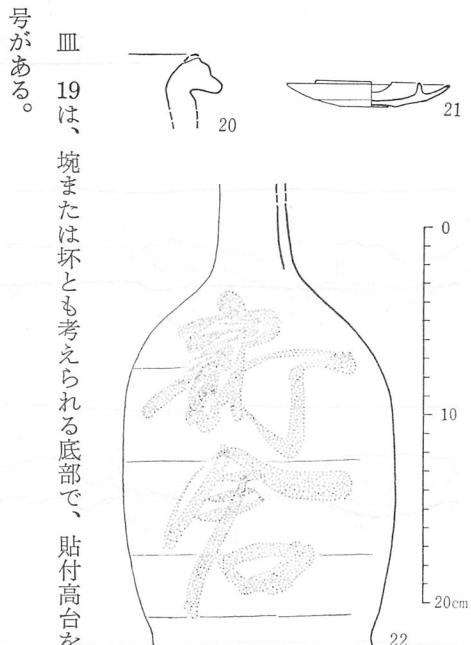
甕 20は甕と思われる口縁部。

陶器（第4図21・22）

21の灯明皿や22の徳利などがある。

土錘

第一次調査と同様な土錘が出土したが、その量は極めて少ない。



第4図 第二次調査の出土品(2)
(1/4)

された。工事に先だって当該地における発掘調査を昭和五十五年九月一日から十月八日までの間行なった。調査は、まず工事予定地のほぼ全域にわたるよう一六本のトレンチを設けて行なった。八・一六トレンチは拡張し、一六トレンチの北東脇に一七・一八トレンチを新設した（第1図）。なお、五・六・九および一〇トレンチは、これらの部分に建てた建物の構造上、基礎の深さ以上に発掘するのを控えた。また、調査中に松島義章氏から地質学上の指導を受けた。

調査の結果、豎穴住居一、溝状遺構一七、土壙四が検出された。その中に保存を要する遺構は認められなかつたので、予定どおり工事を実施して支障ないと判断された。

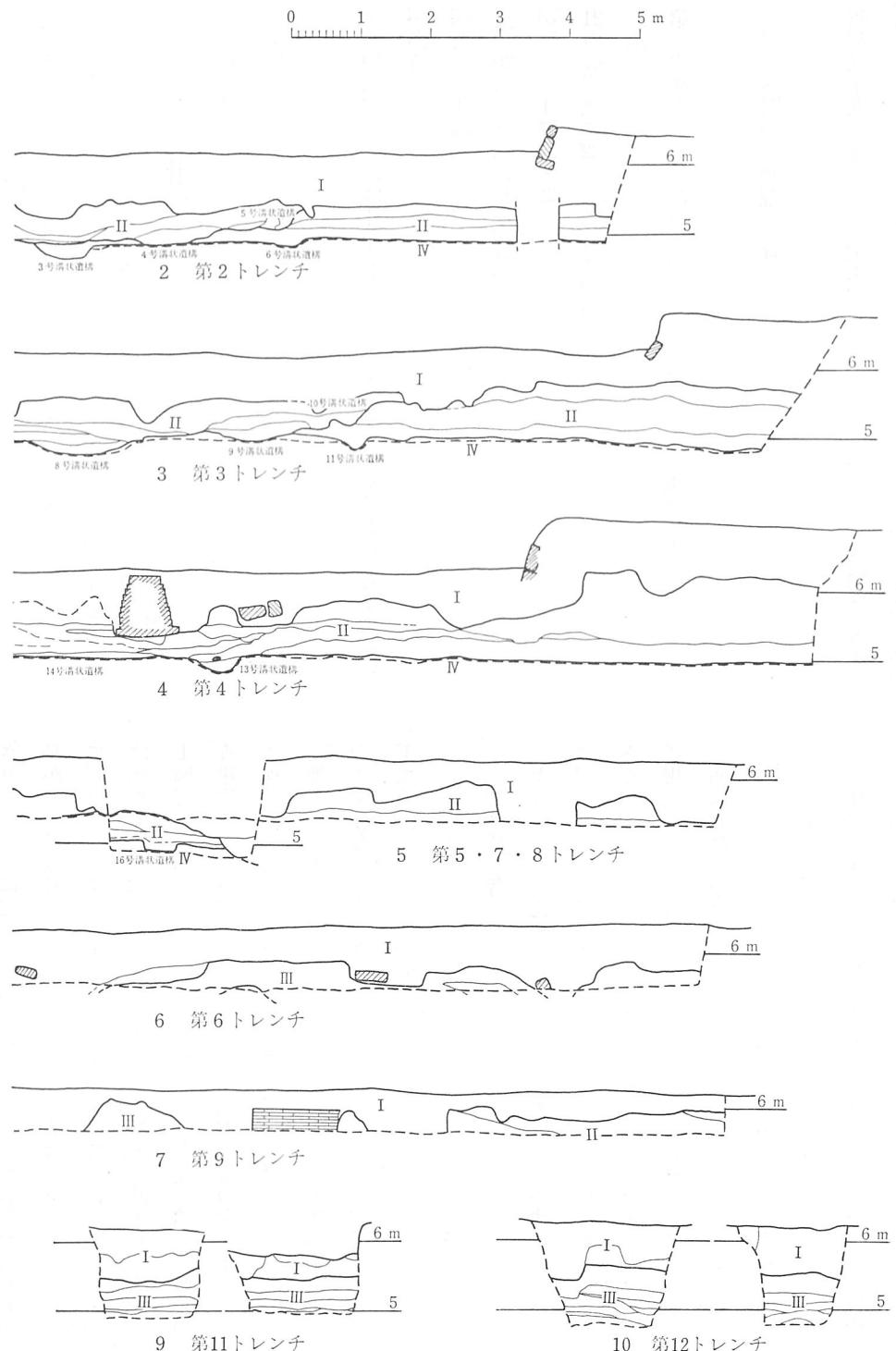
遺構等

調査地は、一色公園とこれに続く民家が密集する砂丘に近接しており、一部を除いて御用邸側が一・五メートルほど低くなっている。おそらく、御用邸通用門における出入りと邸内の交通の便を図るために、低い通用門のレベルに合わせて砂丘を削平した結果であろう。

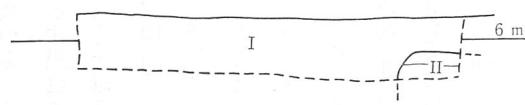
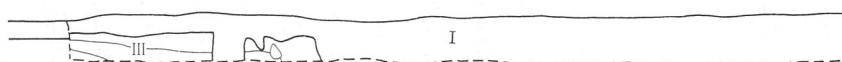
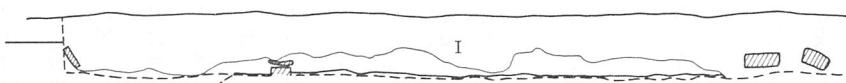
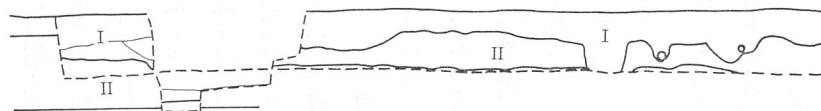
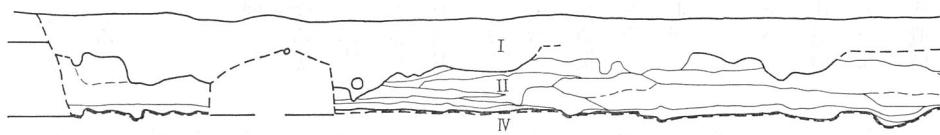
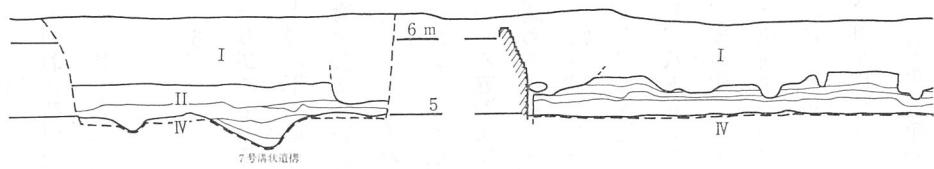
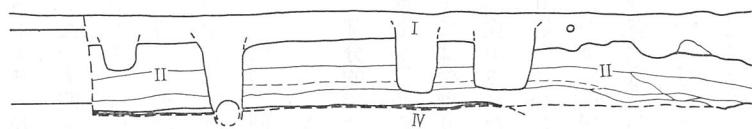
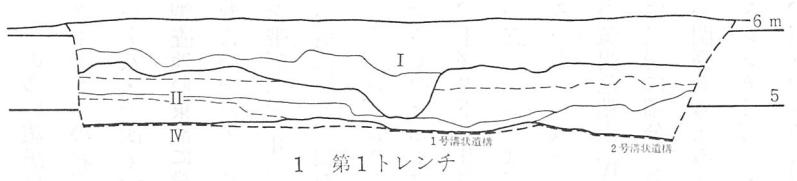
基本的な層序は、次のとおりである。

I層 墓積砂層。茶褐色・黒褐色・黒色を呈する。遺物を包含する。御用邸関係の工事によるものであろう。

II層 墓積砂層。茶褐色・黒褐色・黒色を呈する。遺物を包含する。が少なく、しかも細片が大部分である。遺構も営まれている。



第5図 第三次調査トレンチ断面 (1/100)



8 第10トレンチ

III層 白味を帶びた黃色砂層。風成砂丘の地山。

IV層 黃褐色粘土層。地山。この層の上面および直上は、有機質分

の多い漆黒色土。植物の繁茂する水辺であったことが知られる。各トレンチの状況は以下のとおりである。

一〇八・一四七一八トレンチ（第5図1～6）

調査地の東部に設定した一〇四トレンチならびに中央部の深く掘った七および一六七一八トレンチでは、攪乱（I）層の下に遺物を包含する黒色を帶びた砂（II）層が堆積し、その下に遺物を含まない黃褐色粘土（IV）層が横たわる。調査地の中央部に位置する他のトレンチの少なからざる部分も、深くは掘らなかつたので断定はできないが、同様の層序を基本とするものと類推される。七トレンチに隣接する五および六トレンチでは、I層の下にII層が、部分的にはあるが認められる。また、一四および一五トレンチは、I層しか認められなかつたが、その一部および隣接する一六七一八トレンチでは深掘りしたところ、黒褐色砂（II）層とその下の黃褐色粘土（IV）層が検出された。ただし、八トレンチでは、I層の下に二層に細分できるII層が認められたが、後述する九七一二トレンチとの関係を考えると、この下にIV層があると速断するわけにいかない。

一トレンチで第一・二号溝状遺構が、二トレンチで第三～六号溝状遺構が、三トレンチで第七～一号溝状遺構が、四トレンチで第一二～一五号溝状遺構および第一～三号土壙が、七トレンチで第一六号溝状遺構が、八トレンチで第一号堅穴住居址が検出された。一四七一八トレンチ

にかけて第一七号溝状遺構が、一八トレンチで第四号土壙が検出された。

なお、一トレンチでは、II層を掘込んで据えられた木桶があり、この中と上に貝層が認められ、瓦器や多量の陶磁器が出土した。ゴミ桶であろう。出土品は明治以降の新しいもので、当然遺構も同代のものであろう。また、五七七トレンチにまたがつて、ゆるい傾斜を示す黒色砂層の上に、低平な土堤状の粘土の堆積が認められた。特に人為的な構造物とする徵証は認められなかつた。一四七一八トレンチでも、四箇所で粘土の堆積が認められた（第9図の網部分）。粘土塊の一部が焼けていたり、直近に炭化粒が含まれたりもするが、そこで火を焚いた痕跡は全く認められず、一つの構造体の態をもなしていない。他所で火を受けた粘土が、分解されて当所に運ばれたのであろう。なおまた、八トレンチとその付近は、かつて生活面となつており、ここにおける黒色砂（II）層は、単なる二次堆積層ではない。住居址が検出され、さらに黒色砂層の上層から、第10図2のごとく復原できる広口壺の破片三分の二個体分ほどがまとまって出土した。

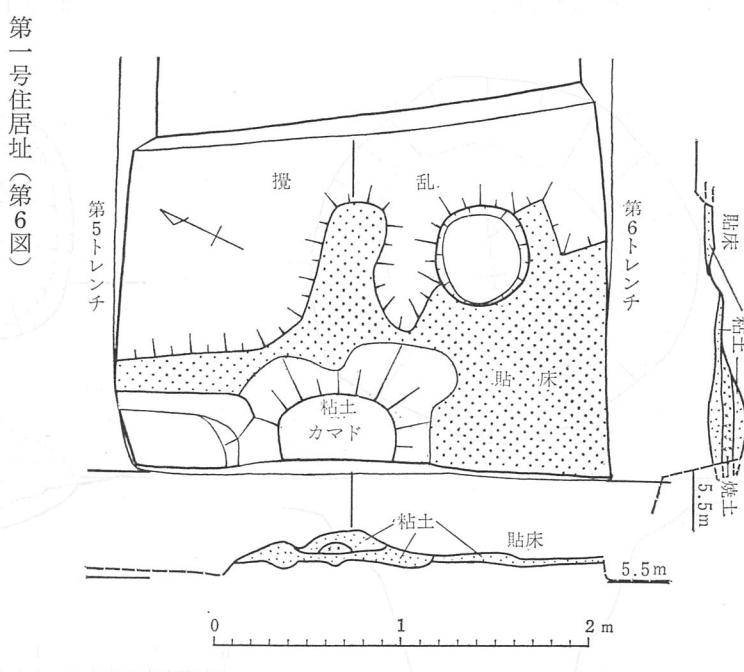
九七一三トレンチ（第5図7～10）

調査地の西部すなわち九七一三トレンチでは、本来、黄色の風成砂（III）層の上には黒色を帶びた堆積砂（II）層がのつていたのであろうが、実際は、ごく一部を除いて浅いI層の下にIII層が直接する。この様相は前年度の調査地と同じである。ただ、III層の傾きは互に逆方向であり、

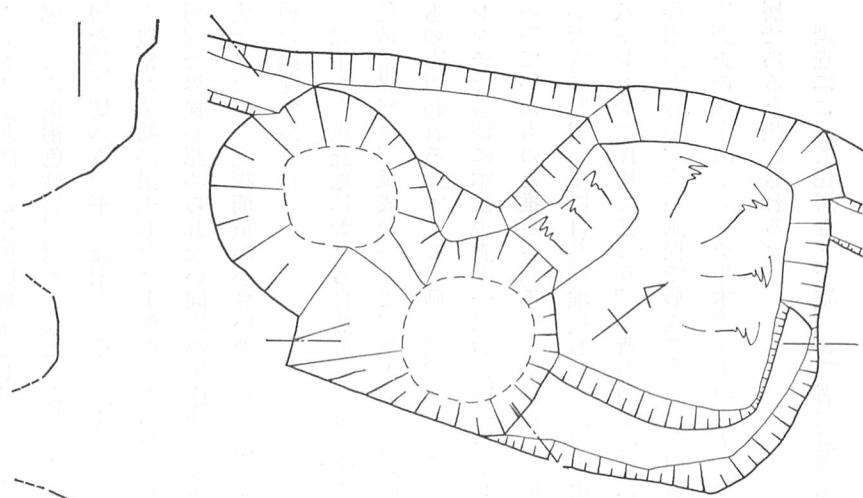
二つの調査地の間に砂丘の背があつたことを推定させる。九および一〇トレンチ東北隅のごく狭い範囲でI層の下に、II層の一枚に相当すると思われる黄褐色砂層が認められた。また一三トレンチでは、黄色砂(III)層を浅く切込み、平らな床をつくった落込みが認められ、その覆土中から豊富な遺物が出土した。上部の明らかな攪乱層と下部の覆土層とは、明確な界線が認められない同質の黒色砂層であり、出土遺物の組成にも大差はない。発掘面積が小さいので確言はできないが、この落込みは一種の攪乱であろう。

以上から調査地における自然地形を復元すると次のようになろう。黄色砂(III)層は、風成の砂丘で、第1図北西方に見える砂丘の基体をなすものと思われる。本来この砂丘は、第二次調査の一・三・七および八トレンチならびに本次調査の一・二および一・三トレンチを覆って南東方向にのびていたものと推定される。この砂丘の海岸とは反対側に、後背湿地が形成され、ここに自然に堆積したのが、本次調査の一・四・一・四・八トレンチのIV層であろう。後背湿地とそこに至る砂丘の斜面にも堆積作用が進行し、その過程で形成された生活面および二次堆積層が、第二次調査の四・六トレンチや本次調査の一・八・一・四・一・八トレンチのII層であると想定される。

調査によつて住居址・土壤および溝状遺構が検出された。規模・年代・性格など不明な点が多いが、これらの遺構について摘要すれば以下のとおりである。



第6図 第三次調査第一号住居址平面および断面 (1/40)

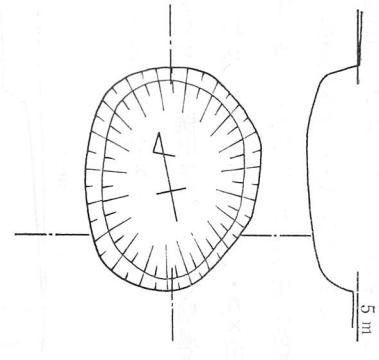
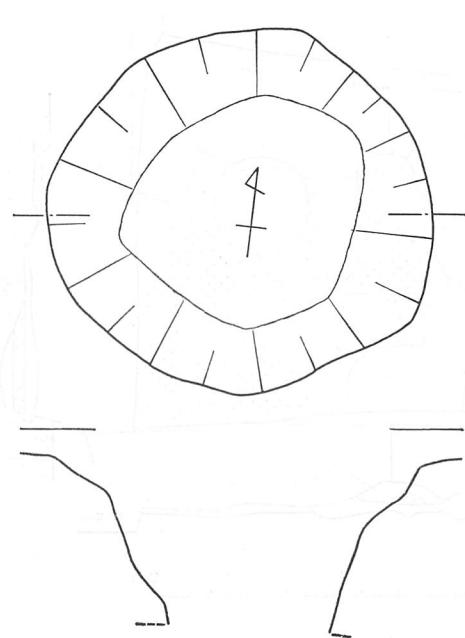


1 第2号土塚



2 第3号土塚

3 第4号土塚



0 1 2 m

第7図 第三次調査土壤平面・断面および立面 (1/40)

を確認することができた。確証は得られなかつたが、類例からみて、堅穴式の住居であろう。

第一号土壤

四トレンチで検出された。平面が円形で、口径約〇・九×〇・九メートル、底径約〇・六×〇・五メートル。性格・時期とも不明。

第二号土壤（第7図1）

四トレンチで検出された。三つの小土壤から成るようであるが、三者の間における前後関係は不明。東のは、平面が小判形で、口径約二・一五×一・七メートルと推定される。深さ約〇・四五メートルの浅い土壤。中央のは、平面が円形で、口径約一・五×一・二メートル以上と推定され、断面が漏斗状を呈する。深さは、湧水のため未確認。西のも、平面が円形で、断面が漏斗状を呈する。口径約一・二×一・三メートルと推定される。深さは湧水のため未確認。時期・性格・第一五号溝状遺構との前後関係いずれも不明。

第三号土壤（第7図2）

四トレンチで検出された。平面が円形で、口径約一・九×一メートル、断面は漏斗状を呈し、中ほどに段を設ける。下部の最も細まつたところから外側に大きくふくらむが、その細部と底床は湧水のため確認できなかつた。深さ一メートル以上。有機質分を多量に含む。素掘りの井戸と思われる。時期不明。

第四号土壤（第7図3）

巾約三〇センチ、深さ約一五センチ。巾の割に深いU字形の断面。黒色砂層中に切込まれている。第三および六号溝状遺構より新しい。三トレンチの第九号溝状遺構に接続するか。

第五号溝状遺構（第8図）

巾約一二〇センチ、深さ約一〇センチ。浅いU字形の断面。黒色砂層中に切込まれている。第三および六号溝状遺構より新しい。三トレンチの第九号溝状遺構に接続するか。

一八トレンチで検出された。平面卵形で浅い壺状を呈する。口径約一・二×〇・九メートル、深さ約〇・三メートル。時期・性格・第一七号溝状遺構との前後関係いずれも不明。

第一号溝状遺構（第8図）

一トレンチで第二号溝状遺構とともに検出された。巾約一一〇センチ、深さ約一七センチ。浅いU字形の断面。トレンチ壁面の地層によれば巾約四四五センチ、深さ約三〇センチを測る大きな溝の底部のようにも見える。かりにそうとすれば、第二号溝状遺構より新しい。

第二号溝状遺構（第8図）

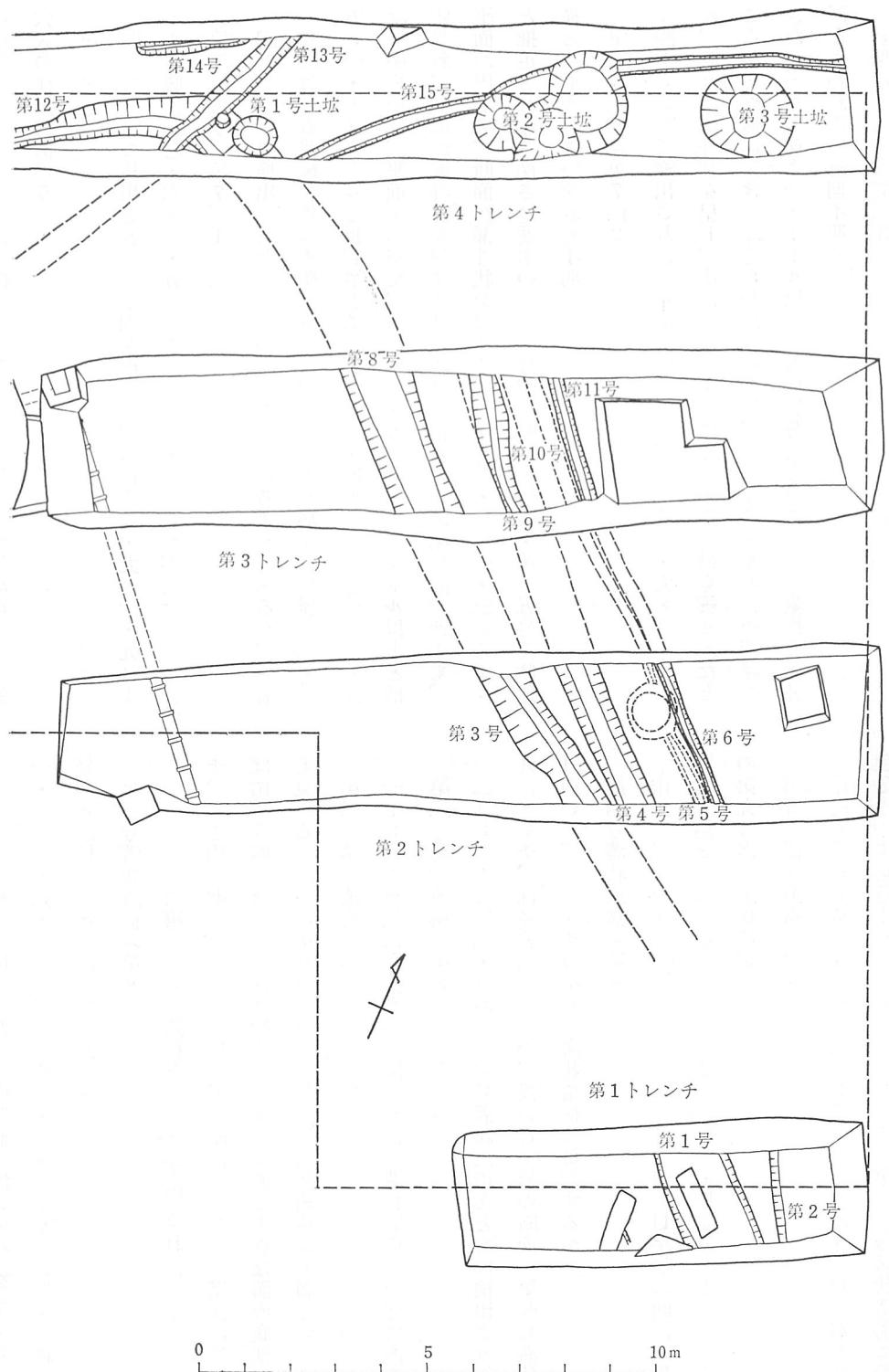
一トレンチ東端部で法面が検出された。溝状遺構の一部であろう。

第三号溝状遺構（第8図）

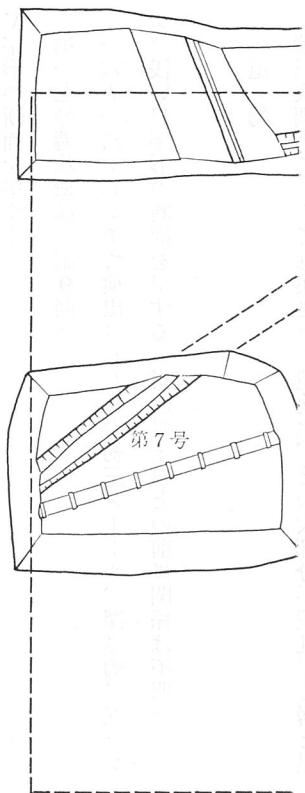
二トレンチで第四・五および六号溝状遺構とともに検出された。巾約九〇センチ、深さ約二〇センチ、浅いU字形の断面。第四号溝状遺構より古い。三トレンチの第八号溝状遺構に接続するか。

第四号溝状遺構（第8図）

巾約一二〇センチ、深さ約一〇センチ。浅いU字形の断面。黒色砂層中に切込まれている。第三および六号溝状遺構より新しい。三トレンチの第九号溝状遺構に接続するか。



第8図 第三次調査溝状遺構平面(1) (1/150)



第一〇号溝状遺構より旧く、第一一號溝状遺構より新しい。

第一〇号溝状遺構（第8図）

巾約二〇センチ、深約一〇センチ。浅いU字形の断面を呈する。黒色砂(II)層中に切込まれている。

第一一號溝状遺構（第8図）

巾約一〇センチ、深さ約一〇センチ。浅いU字形の断面を呈する。

第六号溝状遺構（第8図）

巾約三〇センチ、深さ約一〇センチ。浅いU字形の断面を呈する。三

トレンチの第一一號溝状遺構に接続するか。

第七号溝状遺構（第8図）

三トレンチで、第八・九・一〇および一一號溝状遺構とともに検出された。

巾約四〇～一〇センチ、深さ約三五センチ。やゝ深目のU字形の断面を呈する。第一三号溝状遺構より新しい。東行して第一三号溝状遺構のところで大きく屈曲し、東南に走る。三トレンチの第八号溝状遺構に接続するか。

第一三号溝状遺構（第8図）

巾約六〇センチ、深さ約一五センチ。浅いV字形に近い断面を呈する。

第一四号溝状遺構（第8図）

三トレンチの第三号溝状遺構および四トレンチの第一二号溝状遺構に接続するか。

第九号溝状遺構（第8図）

巾約二二〇センチ、深さ約一五センチ。浅いU字形の断面を呈する。

第八号溝状遺構（第8図）

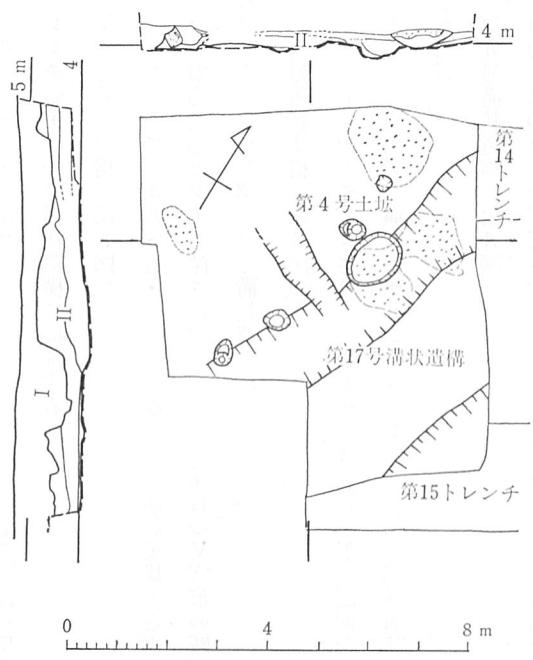
巾約一五〇センチ、深さ約二〇センチ。浅いU字形の断面を呈する。

第一五号溝状遺構（第8図）

巾約一四〇センチ、深さ約一五センチ。浅いV字形の断面を呈する。

第一六号溝状遺構（第8図）

巾約一二〇センチ、深さ約一五センチ。浅いU字形の断面を呈する。



第9図 第三次調査溝状遺構平面および断面(2)
(1/150)

色砂(II)層から出土した。遺構からの出土品はごく少なく、細片ばかりで、そのもの自体はもとより遺構の年代を決定しうるものはない。出土遺物は、土師器・須恵器・瓦器・陶磁器・土錘・獸骨等計二、六一九片である。瓦器と陶磁器は、明治以降のごく新しいもの、土錘は少量で既報のものと同巧なので割愛する。

土師器（第10図1～14・第11図15～39）

壺 1は、壺の口縁部であろう。外反する頸部から屈曲して立上り外反する複合口縁である。内面は横方向の、外面は口唇部を除いて縦方向の細い箒磨きを施す。高坏の可能性も残る。2は、ほぼ全形のうかがえる小型の広口壺である。胴部は内面のほぼ全体と外面下半に箒削りを施す。同一工具によりながら、内面の一部と外面中ほどに調整痕は、いわゆるササラ状工具の擦痕と似る。

甕 3は、丸い肩部から内側にのびたあと彎曲して外上方に広がる口縁部続く。口唇部は平らに終わる。胴部は球形に近いものであろう。

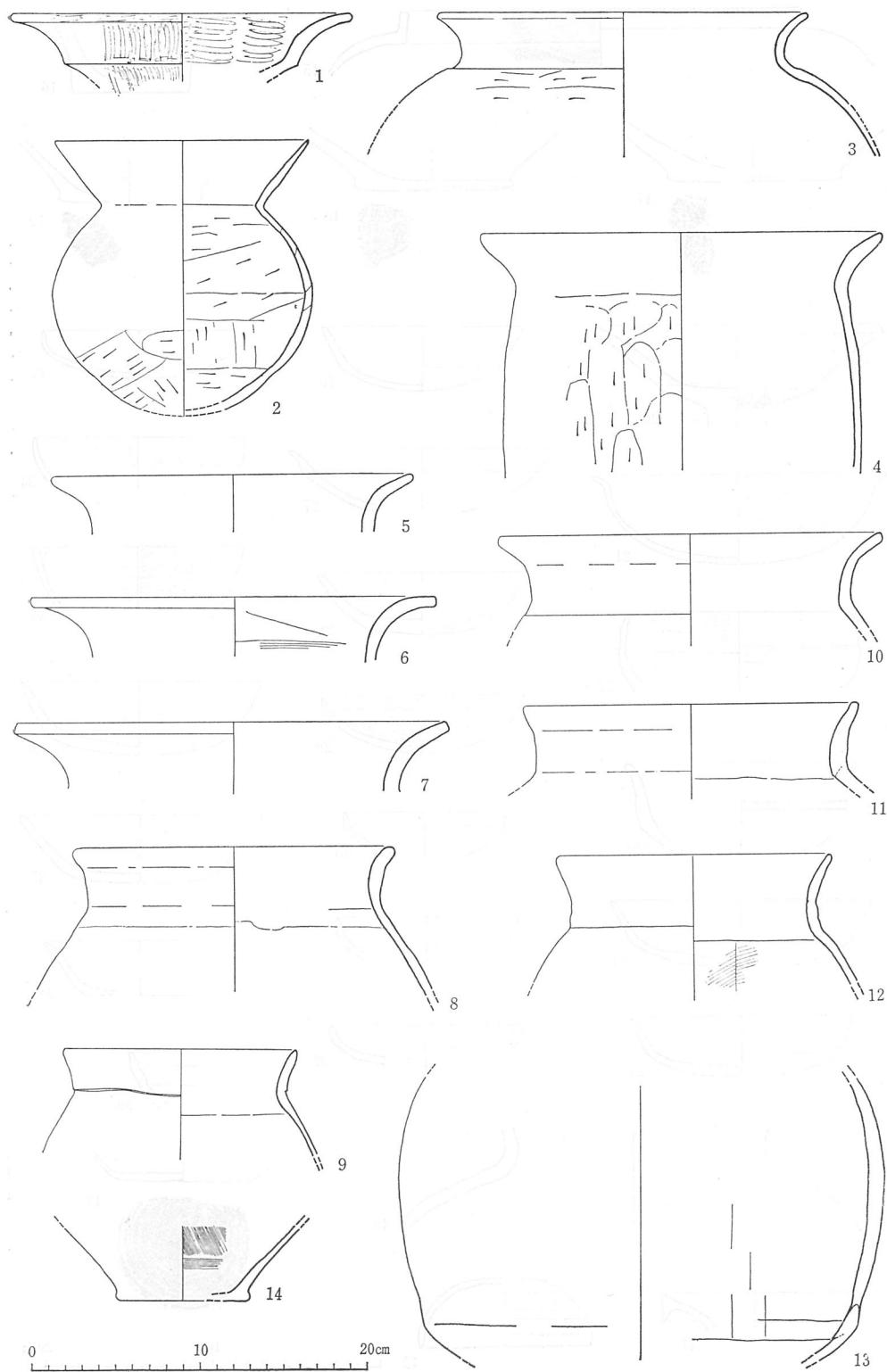
外面に横方向の箒削りを施す。4は、口縁部が外反しながら広がり、口唇部が丸く終わる。肩部はわずかに張つてそのまま長い胴部に連なる。胴部外面に縦方向の箒削りを施す。口径が胴部最大径より大きい。5～7は大きく外反する口縁部。6の内面に横方向の刷毛目が認められる。

- 第一六号溝状遺構
（第9図）
七トレンチで検出された。巾約四〇センチ、深さ約一七センチ。浅いV字形の断面を呈する。
- 第一七号溝状遺構
（第9図）
一六～一八トレンチで検出された。巾約三メートル、深さ約二五センチ。浅いU字形の断面を呈する。第四号土壙との前後関係は不明。
- 第一六号溝状遺構
（第9図）
七トレンチで検出された。巾約四〇センチ、深さ約一七センチ。浅いV字形の断面を呈する。
- 第一七号溝状遺構
（第9図）
一六～一八トレンチで検出された。巾約三メートル、深さ約二五センチ。浅いU字形の断面を呈する。第四号土壙との前後関係は不明。

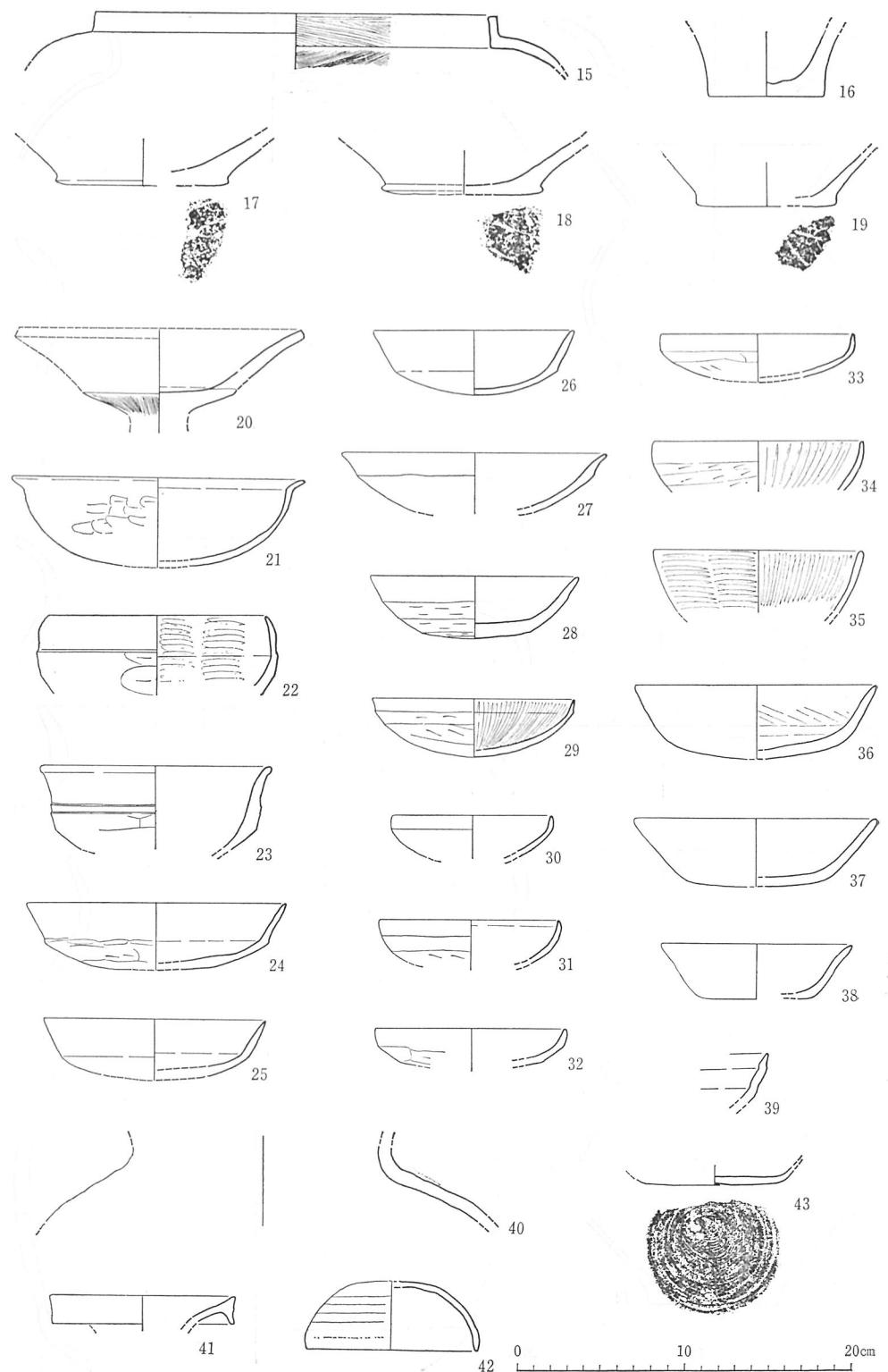
遺 物

第三次調査によつて採集された遺物は、その大部分が攪乱(I)層と黒

開く。肩部は、直線的に開いて胴部に続く。13は特異な形状の胴部片である。底部から大きく外上方に開いて立上った胴下半部の上端を尖りぎ



第10図 第3次調査の出土品(1) (1/4)



第11図 第三次調査の出土品(2) (1/4)

みの擬口縁に調えたうえに、わずかにふくらんだ胴中央部をのせる。胴径も大きい。外面はササラ状工具の擦痕が縦方向に走り、内面は横方向の箒撫でを施す。底部には二種ある。14・17～19は、底径が大き目で、底に厚みがなく、外上方に大きく広がつて胴部に至る。16は、底径が小さく、厚みがあり、直立したあと広がつて胴部に続く。ともに底部裏面には木葉痕をとどめるものが多い。15は、丸い肩部から短い口頸部が立ち、口唇部上面が平らで内側に尖つて突出する。口頸部と肩部内面に横方向に近い刷毛目がある。胎土は砂が多く、堅緻で、二次的な火を受けている。第二次調査の五・六トレンチで多く出土したもの（第3図2（7））と同類である。

高坏 20は、接合しないが、同一個体と思われる破片から復元した。口径が小さく、坏部に稜をもつ。内外両面とも粗雑な撫でを施す。坏部底外面には縦方向の刷毛目を残す。

塊 21は、胴部が半球形で、外面に横方向の箒削りの上に調整を加え、内面に箒撫でを施す。内面に稜をつくって外に開く口縁部は短く、内面に箒磨き、外面に横方向の撫でを施す。内外両面とも赤色塗彩。

坏 多様である。22は、胴部が半球形をなすと思われ、外面に横方向の箒削りを施す。弱い段をつくって立てる口縁部は、内彎し、外面に箒による横方向の撫でが残る。胴部と口縁部の内面・口唇部外面は横方向の箒磨き。23は、胴部が半球形をなすと思われ、外面に横方向の箒削りを施す。口縁部は稜を介して外上方にのびる。内外両面に横方向の撫で

を施したあと、外面の稜の上に箒状工具による横方向の撫でが加えられ、二つの稜が認められる。39は、胴部から稜を介して外上方にのびる口縁部が、中ほどで屈曲し、都合二つの稜をもつ。外面に横方向の撫で、内面に縦方向の擦痕が走る。24は、浅い胴底部から外上方に口縁部がのびる。その界が明瞭な稜をなし、胴底部外面に横方向の箒削りを施す。25・26も、浅い胴底部から外上方に口縁部がのびる。その界は、36・37ほどではないが、やや不鮮明である。27は、深くはない胴底部に稜を介してわずかに外反する短い口縁部を付す。口径が大きい。28は、口径は大きくななく、平底状を呈し、横方向の箒削りを施した胴部から直線的な口縁部につづく。短い口縁部の外面に施す横方向の撫でによつて弱い稜が形成される。以上の厚手の器壁をもつ坏に対しても、器壁が薄い坏がある。29は、稜が明瞭で、胴部外面に横方向の箒削り、口縁・胴部の内面に放射状の細い箒磨きが施される。30～34は、短い口縁部が、ほぼ直立し、横方向の撫でによつてそれ以下と区別され、胴底部には横方向の箒削りが施される。35は、薄手で深く、堅緻である。外面は横方向の、内面は縦方向の箒磨きが施される。古式土師器の小型高坏の坏部とも考えられないではないが、口径と焼成から坏とみた。36・37は、厚手で、稜が認められない。36の内面にはササラ状工具によると思われる擦痕が認められる。38は、小型で厚手、平底の坏である。

須恵器（第11図40～43・第12図44～49）

壺 40は、広口壺の肩部と思われる。41は、細頸壺と思われる口縁部

である。外に広がつて口唇部に至り、下に突出して面をつくる。

壺蓋 42は、天井部が高く、半球形を呈する。口径が小さい。

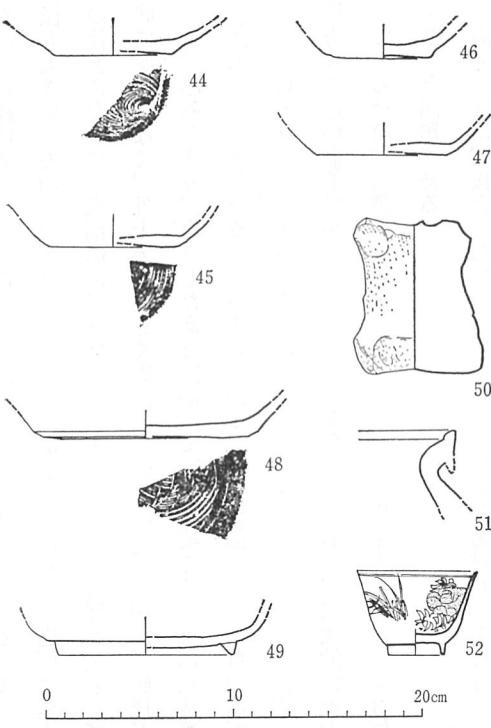
壺身 いずれも底部片である。44・46は糸切りのまま、43・47・48はその上に回転籠削りを施す。49は、回転籠削りのあと高台を貼付けてその周辺に横方向の撫でを加える。

土製支脚 (第12図50)

カマド用具。手づくねの粗雑なつくりで、中央部がわずかにくびれた円柱状を呈する。一次的な火を受けている。

炻器 (第12図51)

甕 51は、表面が茶褐色、器肉が灰色を呈する口頸部。



第12図 第三次調査の出土品(3) (1/4)

磁器 (第12図52)

二トレンチのゴミ桶の中から貝殻・瓦器・陶器・磁器などいすれもごく新しいものが検出された。52は、その一つで、濃く鮮やかなコバルトの染付け。

以上、古墳時代から現代に至る雑多な遺物が出土した。その中では、古墳時代後期の鬼高式・ほぼ奈良時代に相当する真間式および平安時代の国分式の土師器ならびに国分式に伴う須恵器の日常的な土器が多く目立つ。本来、それぞれに相当する時期の住居址が営まれていたのである。

(笠野毅)

四まとめ

昭和五十三年(第一次)・五十四年(第二次)・五十五年(第三次)にわたる葉山御用邸再建にともなう発掘調査は、この報告をもつてすべて終了したことになる。

過去三回にわたる調査によつて検出された遺構・遺物についてまとめてみると次のようになる。

遺構

堅穴住居址 第一次調査では、砂層の上にロームを貼り床状にし、カマドをもつ真間期に属するもの一軒、堅穴住居址と断定するには十分

な所見が得られないが、国分期に属すると思われるもの一軒が検出された。いずれも全体プランを知ることができなかつた。また第三次調査では、カマドをもつ貼り床状の時期不詳の住居址が一軒確認されている。全部で三軒検出されたことになる。

溝状遺構 第一次調査では近世に属すると思われる断面U字形のもの一本と、第三次調査で検出された時期不詳であるが比較的新しい時期のものではないかと思われるもの一七本の計一八本である。

土壙 第一次調査で漏斗状を呈する土壙が一基、第三次調査で四基が検出されている。第三次の一つは井戸ではないかと思われる。

集石遺構 第一次調査で近世以降に築かれたと思われる大小の石を帶状に積んだ遺構が一箇所検出された。

貝塚 第一次調査で二箇所確認されている。土師器・須恵器等が混入しているが、近世の陶磁器類が伴出しているので、新しい時期のものである。

遺物

土器の多くは土師器で、時期は五領期から鬼高・真間・国分期までの各時期にわたっているが、量的には国分期のものが多い。器形としては、甕・壺が中心である。須恵器は、国分期のものであるが、少量出土している。また、灰釉も数点出土している。陶磁器では、近世以降のものが主体であるが、中世に属すると思われるものが出土している。土器以外では、貝包丁・擬餌針・土錐・骨角器等がある。

当初、旧御殿の周辺で土師器の散布が多量に認められたため、砂丘上に立地する遺跡として調査に期待をかけたが、第二次・第三次の調査でも、第一次調査の所見を変えるような内容をもつものは見いだされなかつた。しかし、三浦半島における海岸線につくられた遺跡として、相模湾側では古墳時代から平安時代にかけてのものは六箇所を数えることが出来る。東京湾側を含めるとその数はもっと多くなる。これらの遺跡で発掘調査されたものは少ない。今後の発掘調査によつて、その総合的判断を得るにしても、葉山御用邸内遺跡の占める位置は大きいと思われる。

(小川裕久)